

## 平成30年度 相談支援従事者初任者研修 事前課題について

3日目～5日目の演習では、講義の内容を踏まえ、実際の現場において障がいのある人のケアマネジメントプロセスを実践的に学習します。

**事前課題を作成できることが受講要件となっております。**4日目演習後の実習ガイダンスで、下表の事前課題を提示します。期日までにご提出いただき、演習で使用します。

事前課題は自身が実際に関わっている事例又は関わった事例の中から作成いただきます。下記、課題(個別事例)の条件をご確認ください。

また、事前課題の詳細・様式は、別紙4-2「事前課題の各様式」をダウンロードしご参照ください。

様 式		内 容
様式①	相談支援従事者研修 実習承諾書	・プライバシーの保護と実習協力への同意
提出①	事例概要	・利用者の情報 ・相談、支援の経過等
提出②	訪問票(一次アセスメント票)	・利用者の状況(家族構成や生活歴等) ・利用者、家族の希望する暮らし等
提出③	生活支援アセスメント票	・利用者の日常生活、健康、社会生活技能、コミュニケーションスキル等に関するアセスメント
提出③-2	精神障がいについての追加文書	・精神障がいがある方の加療状況等
提出④	サービス等利用計画	・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・長期目標、短期目標等
提出⑤	週間計画表	・週間の計画 ・主な日常生活上の活動
提出⑥	所属先の自立支援協議会について	・所属先がある地域の自立支援協議会について詳しく調べる

■事前課題(個別事例)の条件

- ① 受講者自身が現在関わっている事例又は過去に関わった事例であること。
- ② 介護保険対象者の事例ではないこと。ただし、事例対象がない場合に限り、第2号被保険者を対象とすることができる。第2号被保険者とは、40歳～64歳で、特定疾病にかかっている人をいう。
- ③ 同一事業所内に複数の受講者がいる場合、同じ事例対象ではないこと。

■その他

- ① 事前課題の内容は、実習ガイダンスで変更になる場合があります。
- ② 提出いただいた事前課題は事務局で確認します。内容によっては**再提出や内容の修正をお願いする場合があります。**